

令和2年6月29日

福 津 市 議 会

議 長 江 上 隆 行 様

市民福祉委員会

委員 長 横 山 良 雄

市民福祉委員会審査報告書

令和2年第3回福津市議会定例会において、本委員会に付託を受けておりました事件についての審査結果を、会議規則第110条の規定により次のとおり報告いたします。

記

1. 審査経過

付託年月日 令和2年6月16日
審査年月日 令和2年6月24日

2. 出席者

委員 横山委員長、高山副委員長、福井委員、石田委員、中村晶代委員、
米山委員

執行部 辻健康福祉部長、神山健康福祉部理事、横山市民部長、香田市民課長、
増田こども課長、大賀市民課市民係長

◎議案第30号 福津市手数料条例を改正することについて

(1) 審査内容

主な質疑及び答弁

(問) マイナンバー通知カードの廃止を周知したのか。

(答) 廃止と今後の手続きについての案内は、ホームページ等でお知らせする。

(2) 主な意見

通知カードの廃止に伴い、通知カードの紛失や住所等の変更がある場合は、マイナンバーカードをつくることとなるが、高齢者や障がい者など、デジタル機器を使いこなせない場合の十分なサポートが出来るのか疑問である。

また、システムの維持管理にコストがかかると思われる点やセキュリティ面で個人情報の漏洩が危惧される。以上の理由で反対である。

(3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第31号 福津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正することについて

(1) 審査内容

主な質疑及び答弁

(問) 条例改正は、居宅訪問型保育事業の実施要件の定義を明確化するものなのか、それとも、国が対象者要件の枠を広げていくことを想定した改正なのか。

(答) 厚生労働省令の改正に伴う本市の条例改正であり、保護者の疾病等により養育を受けることが困難な乳幼児に対し、居宅訪問型保育事業の実施を可能とするために定義を明確化するものである。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定した。

◎議案第32号 福津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正することについて

(1) 審査内容

主な質疑及び答弁

(問) 条例の改正により、放課後児童支援員の研修に影響などがあるのか。

(答) 人口20万人以上の中核都市が行う研修も対象となり、受講の機会が広がることとなる。

(2) 主な意見

なし

(3) 審査結果

本委員会では、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定した。